平成２４年（フ）第１４号
北海道帯広市柏林台西町３丁目１番地　柏林台西町７―751号、開始決定時の住所千葉県山武郡九十九里町宿1888番地
破産者　松井水産こと　松井　久好
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３４５９号
横浜市南区新川町５丁目29番地５　コアクレスト吉野町203号
破産者　後藤　英毅
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２４号
横浜市都筑区東山田４丁目５番６―203号
破産者　鈴木　良子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５７９号
神奈川県大和市南林間７丁目20番７号　パルハイツ201号
破産者　工藤　大輔
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８号
石川県白山市村井町791番地１
破産者　今浦　　隆
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４９号
石川県白山市村井町791番地１
破産者　今浦　京子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４号
岐阜県不破郡垂井町2162番地の36　ファミール石川Ａ201
破産者　山家　正志
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
愛媛県松山市余戸中２丁目９番15号、開始決定時の住所愛媛県松山市持田町１丁目１番23号
破産者　清水　修吉
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
横浜市保土ケ谷区和田２丁目４番23号　岡田ハイツＡ、開始決定時の住所鹿児島県奄美市名瀬古田町２番１号
破産者　坂　香代子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１６０１号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字ふじが丘６番地の２、従前の住所埼玉県久喜市桜田２丁目２番１―425
破産者　秦　　昌史
1　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
2　一般調査期日　平成25年２月12日午前11時10分
平成24年12月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０５５号
大阪市住吉区遠里小野３丁目11番５―401号
破産者　多田　佳正
1　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
2　一般調査期日　平成25年２月18日午後３時30分
平成24年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０号
沖縄県那覇市泊２丁目７番地11
破産者　株式会社渡嘉敷興産
1　破産債権の届出期間　平成25年１月17日まで
2　一般調査期日　平成25年３月14日午前10時
平成24年12月13日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２５号
沖縄県那覇市泊２丁目７番地３
破産者　渡嘉敷和子
1　破産債権の届出期間　平成25年１月17日まで
2　一般調査期日　平成25年３月14日午前10時
平成24年12月13日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２６号
沖縄県国頭郡今帰仁村字上運天1229番地５
破産者　座間味榮仁
1　破産債権の届出期間　平成25年１月17日まで
2　一般調査期日　平成25年３月14日午前10時
平成24年12月13日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７８２８号
大阪府門真市千石東町15―35、住民票上の住所大阪市城東区古市３丁目18番23―205号
破産者　金沢　裕成
1　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
2　一般調査期日　平成25年３月４日午後３時30分
平成24年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４号
北海道檜山郡江差町字本町110番地の１
破産者　辻　　正勝
1　破産債権の届出期間　平成25年２月13日まで
2　一般調査期日　平成25年３月13日午後４時
平成24年12月12日　　函館地方裁判所

債権者集会招集

平成１６年（フ）第１５９号
最後の住所長野市大字高田476番地５
破産者　亡田中等相続財産
1　期日　平成25年２月18日午前10時
2　会議の目的　破産廃止に関する意見聴取、異議なきとき併せて破産管財人の任務終了による計算報告
平成24年12月12日　　長野地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１７６号
山口市秋穂東5112番地
破産者　瀬戸内海水産開発株式会社
異議申述期間　平成25年１月17日まで
平成24年12月13日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
北海道登別市鷲別町４丁目22番地13
破産者　福士　倪子
異議申述期間　平成25年１月30日まで
平成24年12月13日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係